県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）鍋島本村地区の換地計画に基づき、令和８年 10 月８日同地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24 年法律第 195 号）第 89 条の２第 10 項において読み替えて準用する同法第 54 条第４項の規定により、その旨を公告する。

令和８年 11 月 17 日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義